建物及び その附属設備 並びに構築物							

８．その他事業の実施に関する事項

注１　適用を受けようとする課税の特例措置を８に記載すること。

［削る。］

２　製作又は建設を伴う場合は、工事着手予定年月日を記載すること。

３　器具及び備品は、専ら開発研究の用に供される器具及び備品に限られているため、留意すること。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

建物及び その附属設備 並びに構築物							

８．その他事業の実施に関する事項

注１　適用を受けようとする課税の特例措置を８に記載すること。

２　国家戦略特別区域法施行規則第１条第２号に掲げる事業に係るものについては、国家戦略特別区域基本方針第五の３①イ）又はウ）の課税の特例措置の適用を受けようとする場合で、その対象となる設備が７に記載したものに含まれる場合は、該当する特例措置をそれぞれの課税の特例措置ごとに８に列記することとし、当該特例措置ごとに事業実施計画を作成することを要しない。

３　製作又は建設を伴う場合は、工事着手予定年月日を記載すること。

４　器具及び備品は、専ら開発研究の用に供される器具及び備品に限られているため、留意すること。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。